最低賃金の改正決定に関する公示

北海道労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、北海道鉄鋼業最低賃金（平成20年北海道労働局最低賃金公示第２号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月１日

北海道労働局長　羽毛田　守

第４号中「１時間832円」を「１時間842円」に改める。

千葉労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、千葉県鉄鋼業最低賃金（平成20年千葉労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月１日

千葉労働局長　山本　靖彦

第４号中「１時間857円」を「１時間867円」に改める。

附　則

この決定は、平成25年12月25日から効力を生ずる。

富山労働局最低賃金公示第３号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金（平成21年富山労働局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月１日

富山労働局長　半田　和彦

第４号中「１時間804円」を「１時間810円」に改める。

大阪労働局最低賃金公示第８号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 25 年 11 月１日

大阪労働局長　中沖　　剛

第４号中「１時間816円」を「１時間826円」に改める。

公　　告

諮　事　項

所得税法第 180 条の規定に該当しなくなった外国法人

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 11 月１日

麹町税務署長　唯木　　誠

届出した者　アルデバラン・ファンディング・コーポレーション

事務所等の名称　アルデバラン・ファンディング・コーポレーション

事務所等の所在地　東京都千代田区丸の内三丁目２番３号

責任者の氏名　内山隆太郎

証明書の有効期限　平成29年８月24日

所得税法（昭和40年法律第33号）第180条第２項による届出があったので、同法第180条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 11 月１日

本所税務署長　高野　弘美

届出した者　アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー

事務所等の名称　アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー

事務所等の所在地　東京都墨田区太平四丁目１番３号

責任者の氏名　ウィリアム・ホーガン

証明書の有効期限　平成26年11月20日

登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の23の登録をした者から、法第35条の３の35において準用する法第26条第１項の規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第35条の３の35において準用する法第24条の規定及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）第103条において準用する同規則第25条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 25 年 11 月１日

関東経済産業局長　安藤　久佳

名　　称	株式会社ビジネスパートナー
本店の所在地	東京都新宿区新宿六丁目27番56号
登録番号	関東（個）第71号
営業廃止年月日	平成25年８月29日

建築基準適合判定資格者に対する処分の公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の62第２項第３号の規定による処分をしたので、建築基準法第77条の62第３項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年 11 月１日

関東地方整備局長　深澤　淳志

１　処分をした年月日　平成25年９月２日

２　処分を受けた建築基準適合判定資格者の氏名及び登録番号　柳沢　健夫　第3950号

３　処分の内容　平成25年11月１日から平成25年11月30日まで１月、確認検査業務の禁止を命ずる。

４　処分の原因となった事実　山梨県内の建築物（１物件）の建築確認を行った確認検査員として、建築基準法第48条第１項の規定に適合していないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第２３２２号

横浜市戸塚区戸塚町1862番地68

申立人　アーウィン戸塚ヒルズ管理組合

本籍北海道恵庭市北柏木町１丁目799番地８、最後の住所北海道恵庭市有明町６丁目６番７―105号、死亡の場所北海道恵庭市、死亡年月日推定平成23年１月８日、出生の場所神奈川県横須賀市、出生年月日昭和16年２月22日、職業不詳

被相続人　亡　新居　洋子

事務所札幌市中央区南１条西４丁目５　大手町ビル３階　石井綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石井　俊春

札幌家庭裁判所

平成２５年（家）第２４９４号

東京都新宿区水道町３番１号

申立人　株式会社住宅債権管理回収機構

本籍北海道札幌市白石区菊水上町１条１丁目40番地10、最後の住所札幌市白石区菊水上町１条１丁目40番地10　サーム菊水弐番館307号、死亡の場所北海道札幌市白石区、死亡年月日昭和23年12月13日、出生の場所北海道空知郡江部乙村、出生年月日昭和26年４月13日、職業不詳

被相続人　亡　津田　友博

事務所札幌市中央区北二条西９丁目１　ウォールアネックス３階　弁護士法人土屋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　土屋　俊介

札幌家庭裁判所

平成２５年（家）第８３１号

栃木県足利市井草町2407番地１

申立人　足利小山信用金庫

本籍栃木県足利市福居町1121番地１、最後の住所栃木県足利市新宿町778番地　雇用促進住宅足利宿舎１―104、死亡の場所栃木県足利市、死亡年月日平成25年４月９日、出生の場所栃木県足利郡御厨町、出生年月日昭和20年５月３日、職業金型製造業

被相続人　亡　飯島　　始

事務所栃木県足利市通２丁目12番地７号滝川ビル１階弁護士法人金井法律事務所足利事務所

相続財産管理人　弁護士　野中　貴弘

宇都宮家庭裁判所足利支部